

シェアリングエコノミー^{完全ガイド}

～あなたも確定申告が必要？～

Powered by

クラウド会計ソフトfreee(フリー)

あしたの会計事務所 公認会計士・税理士 白根 裕也



0. はじめに

突然ですが、

シェアリングエコノミーを副業で始めてみたけど、税金とか確定申告って関係あるの？

シェアリングエコノミーの会社がちゃんと税金関係はやってくれているんだよね？

お小遣い稼ぎ程度だから、税金とか関係ないよね？

とか思っていませんか？

いえいえ、そんなことはありません！！

副業であっても、一定のもうけ（所得）がある場合には、きちんと税金を払わないといけないです！

この冊子では、副業でも関係してしまう「税金」について簡単にご案内をさせていただきます。

少し小難しいかもしれません、これを知っていないと、「脱税」で罰を受けてしまうことにもなりかねませんので、
しっかり理解しておいてください。

目次

シェアリングエコノミー完全ガイド

0. はじめに	P.2
1. あなたのやっている副業は確定申告が必要かも？	P.4
2. そもそも確定申告って何？	P.5
3. 確定申告をしないとこんな怖いペナルティーが…	P.6
4. では何をしたらよいの？	P.8
5. 確定申告の前にやっておくと得すること	P.14
6. シェアリングエコノミーのサービス別留意点	P.17
①「乗り物」のシェアをしている方	P.18
②「スペース」のシェアをしている方（民泊）	P.19
「スペース」のシェアをしている方（間借り・駐車場）	P.21
③「モノ」のシェアをしている方	P.23
（参考）「モノ」の売買をしている方	P.24
④「スキル」のシェアをしている方	P.26
⑤「お金」のシェアをしている方	P.28
7. まとめ	P.29
8. おすすめサービス一覧	P.30
9. 最後に	P.34

1

あなたのやっている副業は確定申告が必要かも？

先程、一定のもうけ（所得）といいましたが、一定のもうけ（所得）とは次のことを言います。

「給与所得」と「退職所得」以外の所得の合計が「20万円」を超えた場合

早速難しい言葉が出てきてしましましたが、実は個人のもうけには次の10種類（の所得）があります。

このうち、上の2つの所得（給与所得と退職所得）以外で20万円を超えるもうけがあった場合には、原則として確定申告をする必要があるのです。

給与所得	給料や賞与
退職所得	退職金
利子所得	預貯金や公社債の利子、公社債投資信託の収益の分配など
配当所得	株や債券などの配当、株式投資信託の分配金など
不動産所得	不動産賃貸で得た所得
事業所得	個人事業で得た所得
山林所得	山林を伐採して譲渡した所得、立木のままで譲渡した所得
譲渡所得	資産を譲渡して得た所得
一時所得	懸賞や福引の賞品、競馬や競輪の払戻金、生命保険などの一時金や満期返戻金
雑所得	年金、原稿料、FXなどの投資の収入



これらの合計が一年間で **20万円** を超えたら確定申告が必要です！！

2

そもそも確定申告って何？

確定申告とは、1月1日から12月31日までにもうけ（所得）のあった人が、その年の税金の金額（納税額）を確定させて、税務署に申告して納税することを言います。

日本は、個人の税金（所得税）については「申告納税制度」といって、自分で税務署に届け出ないといけない^(※1)のです。

でも、会社勤めをしている方はこれまで確定申告をしてこなかったと思います。それは、会社が計算をしてくれているからです。

詳しいことは割愛しますが、皆さまの給料は税金を引かれた額が振り込まれているかと思います。このため、サラリーマンの方は確定申告をわざわざしなくても良かったというものになります。

ただ、新しく副業を始めて、一定のもうけ（所得）（前のページを参照）が出た場合には、会社が計算をしてくれない（計算できない）ので、自分で税務署に申告をしなければいけない^(※2)のです。



※1) 個人の所得税の確定申告は毎年 2月16日から3月15日までに実施します。

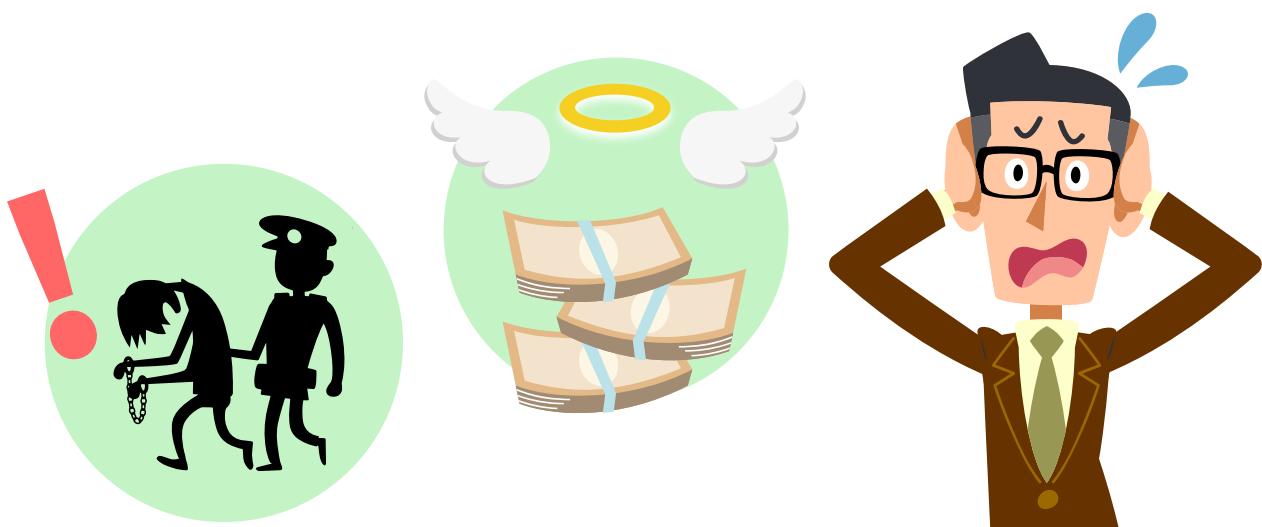
※2) 税務署に開業届などを出していなくても、一定のもうけが出た場合には確定申告しなければいけません。

3

確定申告をしないとこんな怖いペナルティーが・・・



なんてことを考えて、もうけ（所得）があるのに、税金を払わないと（確定申告をしないと）、所得税法違反になってしまいます。
極端な話ではありますが、脱税となってしまい、最大で「10年以下の懲役」または「1,000万円以下の罰金」となります。



残念ながら、悪意はなかったとしても、また「そんなこと知らなかっただ」といっても違反は違反となってしまいます。日本の税務署は厳しいので、しっかり対応をするようにしましょう。

3

確定申告をしないとこんな怖いペナルティーが・・・

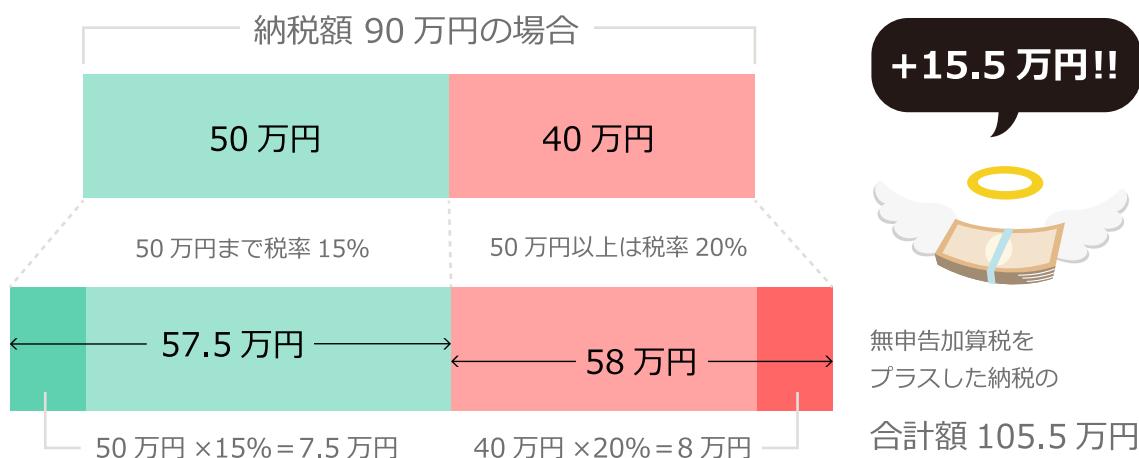
そうはいっても、確定申告を忘れてしまったら、どうなるでしょうか？

申告をしないままにしておくと、税務署からお尋ねがあった場合には、本税（=通常の確定申告で計算された税額）だけでなく、「無申告加算税」と「延滞税」（いわゆる罰金）を追加して納めなければなりません。

「無申告加算税」は納税すべき税額に対して 50 万円までは 15%、50 万円を超える部分は 20% プラスされます。

例えば、納税額が 90 万円だとしたら、 $50 \text{ 万円} \times 15\% + 40 \text{ 万円} \times 20\% = 15.5 \text{ 万円}$ も余計に納めなければなりません。

ただし、税務調査を受ける前に自主的に期限後申告した場合には、この無申告加算税は軽減されます^(※1)。



「延滞税」は納税額に対して年 9.0%（最初の 2 か月は 2.7%）の割合で加算されます^(※2)。

このような**無駄な出費**にならないように、もうけが出たら必ず確定申告をするようしましょう！

※1) 詳しくは国税庁の HP 等で確認をしてみてください。 ※2) この割合は平成 29 年 1 月 1 日から平成 29 年 12 月 31 日までの期間に適用される割合です。原則は最初の 2 か月は年 7.3%、それ以降は 14.6% です。詳しくは国税庁の HP をご確認ください。

4

では何をしたらよいの？（ステップ1：もうけの計算）

それでは、給与所得のある方が副業を始めた場合に、しなくてはいけないことをステップごとに見ていきましょう。

ステップ1：もうけの計算

まずは、ざっくりもうけ（所得）を計算してみてください！

所得は **収入金額（売上金額）－ 必要経費** で計算します。

ですので、まずは収入金額と、必要経費（その収入を上げるために必要となった経費）を集計して、もうけが20万円を超えるかどうかを計算してみてください。

副業の収入を含めて年収800万円という会社員の方を例にとった内訳は下記のようになります。

収入（年収800万円）			
500万円（会社からの給与） ↓内訳＝控除+給与所得		300万円（副業の売上） ↓内訳＝経費+事業所得	
控除等	給与所得	経費	事業所得 (もうけ)

この部分が一年間で **20万円** を超えているかどうかをチェック！

この計算で確定申告をしなくてはいけなさそうだということが分かったら、次のステップに進みます。

4

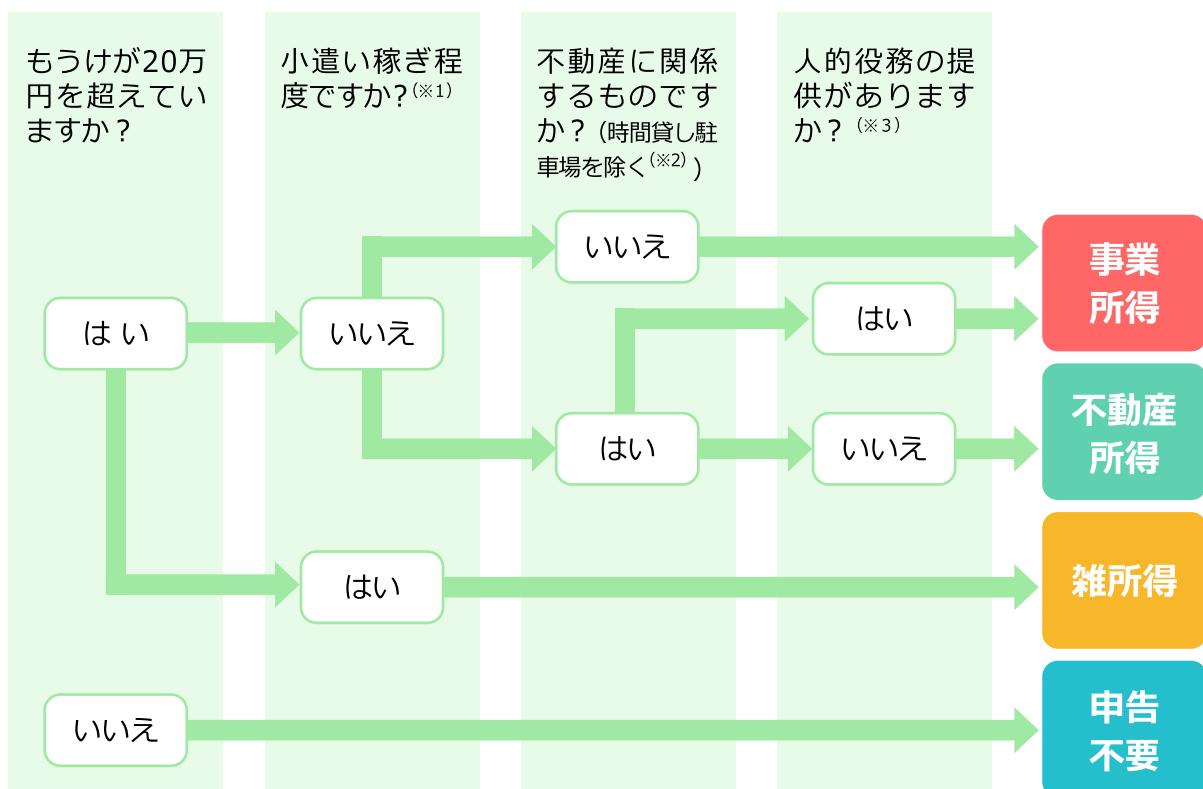
では何をしたらよいの？（ステップ2：もうけの分類）

ステップ2：もうけの分類

次に、そのもうけが所得税で言う何の所得になるのかを把握します。（P.2 参照）

といっても分かりにくいと思うので、次のフローに従ってください。

（※）詳しい判断基準については次のページをご覧ください。



※ 1) 自分が普段プライベートでも利用しているものを利用するだけといったような状況では、小遣い稼ぎ程度と判断される可能性が高いと思います。詳しくはP.11をご覧ください。

※ 2) スペースのシェアから生じる所得であっても、時間貸し駐車場や有料自転車置き場など、自己の責任において他人の物を保管する場合は事業所得（又は雑所得）、そうでない場合は不動産所得になります。詳しくはP.21をご覧ください。

※ 3) 食事を供する下宿やホテルなど、人的役務の提供が伴う場合の所得は事業所得（又は雑所得）、そうでない場合は不動産所得になります。詳しくはP.21をご覧ください。

こうした判断は少し難しい部分になりますので、迷わられた場合は税理士や会計事務所に相談してみてください。

4

では何をしたらよいの？（ステップ2：もうけの分類）

なぜ前ページのような分類が必要なのかというと、その分類によって最終的なもうけ（所得）の計算方法が異なってくるからです。

結論から言うと、「事業所得」（不動産所得の場合は「事業的規模」、P.11 参照）にできれば税金的にはお得になる可能性が高いのですが、そこには2つの事前確認が必要です。

（1）事前確認その1：開業届出書の提出

少なくとも事業的規模で事業を行うことであれば、税務署に「個人事業の開廃業等届出書」（開業日から1ヶ月以内）を提出したほうがよいでしょう。

ただ、税務署に開業届を提出すれば事業所得（事業的規模）にできると考えてしまうかもしれません、必ずしもそうではありません。開業届はあくまで税務署に開業した事実を伝えるだけのものです。

The form contains several sections:

- 個人事業の開業・廃業等届出書** (Declaration Form for Sole Proprietorship开业・Termination)
- 個人事業の開業・廃業等について次のとおり届けます。** (I declare the following regarding the opening/closing of my sole proprietorship.)
- 届出の区分** (Type of declaration):
 - 新規開業 (New opening):
 - 既存開業の変更 (Change of existing opening):
 - 廃業 (Closure):
 - 新規開業 (New opening):
- 所轄の管轄税務署** (Tax office in charge): 不動産税科, 山林科, 事業課, 所轄 (負責), 一課 (第一課)
- 開業・廃業年月** (Year and month of opening/closure): 年度 年 月 日
- 新規開業の開業地** (Address of new opening): **新規開業の廃業地** (Address of closure):
- 廃業した場合** (If closing):
 - 設立法人名 (Name of founding entity):
 - 代表者名 (Name of representative):
 - 設立年月日 (Date of establishment):
- 開業・廃業の理由** (Reason for opening/closure):
 - 開業の理由 (Reason for opening): 営業 (Business), 賃貸 (Rental), 入居 (Residence), 管理 (Management), その他 (Others)
 - 廃業の理由 (Reason for closure): 営業終了 (Business termination), その他 (Others)
- 登記の種類** (Type of registration):
 - 登記の種類 (Type of registration): 一般登記 (General registration), 特別登記 (Special registration), 免登記 (Exemption from registration)
 - 登記の内容 (Content of registration): 住所変更 (Address change), 事業種目変更 (Business scope change), 代表者変更 (Change of representative), その他 (Others)
- 税金の支拂い** (Payment of taxes):
 - 支拂いの方法 (Method of payment): 銀行振込 (Bank transfer), その他 (Others)
 - 支拂いの年月日 (Date of payment):
- 印鑑登録** (Seal registration):
 - 印鑑登録 (Seal registration): 有り (Yes), なし (No)
 - 印鑑登録の年月日 (Date of seal registration):
- 提出者** (Submitter):
 - 提出者の名前 (Name of submitter):
 - 提出者の年月日 (Date of submission):

4

では何をしたらよいの？（ステップ2：もうけの分類）

（2）事前確認その2：取り組み度合い

「事業所得」（不動産所得の場合は「事業的規模」）だというためには、それだけ労力などを注いでいる必要があります。目安となるのは以下の通りです。

①不動産に係るものの場合（「事業的規模」の判定）

- (a) 貸間、アパート等については、貸与することのできる独立した室数がおおむね10室以上であること。
- (b) 独立家屋の貸付けについては、おおむね5棟以上であること。
- (c) 土地や駐車場の契約件数が、おおむね50件以上であること。

②①以外の場合

2013年3月14日のマイナビニュースによりますと、国税庁に「会社員が副業を事業所得として確定申告する目安」を確認したところ、以下のような回答があったとしています。

事業所得としての副業は、営利性・有償性・継続性・反復性があるか、精神的あるいは肉体的労力の程度や人的・物的設備があるか、また、社会的地位・生活の状況などを考慮して判断します。加えて、その事業が生活の糧となるものか、一般的に職業として認知できるかも判断材料となります。（国税局）

つまり、常識的に考えて、片手間ではなく、本腰を入れて副業に取り組んでいるかどうかが問われています。



4

では何をしたらよいの？（ステップ3：確定申告をしよう）

ここまでできたら、いよいよ確定申告の作業になります。

1. もうけ（所得）の計算をする

事業のもうけの計算（ステップ1でざっくり行った計算）をしっかり行う必要があります。この作業の詳細は省略しますが、クラウド会計ソフト freee を使えば効率的に行えます！

2. 確定申告書を用意する

役所、税務署に行けば紙の確定申告書をもらいます。

また、国税庁のホームページからもダウンロードできます。

確定申告書にはAとBの二種類あり、所得が給与所得や雑所得、配当所得、一時所得だけの方は申告書Aを用いることができます。所得の種類にかかわらず、どなたでも使用できるのが申告書Bです。

副業がお小遣い稼ぎの時は雑所得になるため、申告書Aを、

副業に本腰を入れて事業所得となる場合や不動産所得がある場合は、申告書Bを用います。

【確定申告書A】

雑所得

【確定申告書B】

不動産所得

事業所得

AもBも見た目は似ていますが、Bの方が明細項目数が多くなっています。
お間違えのないようご注意ください。

4

では何をしたらよいの？（ステップ3：確定申告をしよう）

3. 給与所得や公的年金等の源泉徴収票などの必要書類を用意する

確定申告書の作成時には「給与所得の源泉徴収票」や「公的年金等の源泉徴収票」などの書類が必要になります。

源泉徴収票以外にも医療費控除や寄附金控除などを行う場合は、該当する書類をそろえます。

4. 本人確認書類の提示又は写しの添付

確定申告書にはマイナンバー（12桁）の記載と本人確認書類の提示又は写しの添付が必要です。

本人確認書類の例としては、マイナンバーカード、あるいは、通知カード＋運転免許証、公的医療保険の被保険者証などです。



マイナンバーカードの発行には、
1週間ほど時間がかかります。
まだ交付を受けていない方はお早め
にご準備ください。

これらを準備できれば、あとは、国税庁の手引きを読みながら確定申告書を作成することができます。

ただ、このような作業もクラウド会計ソフト freee を使えば、自動的に確定申告に関する書類を作成してくれます。今ではマイナンバーカードさえ手元にあれば、会計 freee から電子申告もできるようになっています。

ただ、やはり「初めてのことなので心配だ」とか、よく分からぬといふようなことがあれば、税理士や会計事務所に相談してみてください。税務署に直接行って相談することも可能です。

5

確定申告の前にやっておくと得すること

事業所得又は不動産所得として確定申告をする場合は、次のことを事前にしておくとさらにお得になります！

税務署に「個人事業の開廃業等届出書」（開業日から 1 カ月以内）を提出したなら、併せて、「**青色申告承認申請書**」（開業日から 2 カ月以内）も提出しましょう。

この「青色申告承認申請書」を提出すると「青色申告特別控除」が受けられます。
「青色申告特別控除」とは帳簿をきちんとつけた人には**「年間 65 万円」または「年間 10 万円」の控除**を認めてくれる制度です。

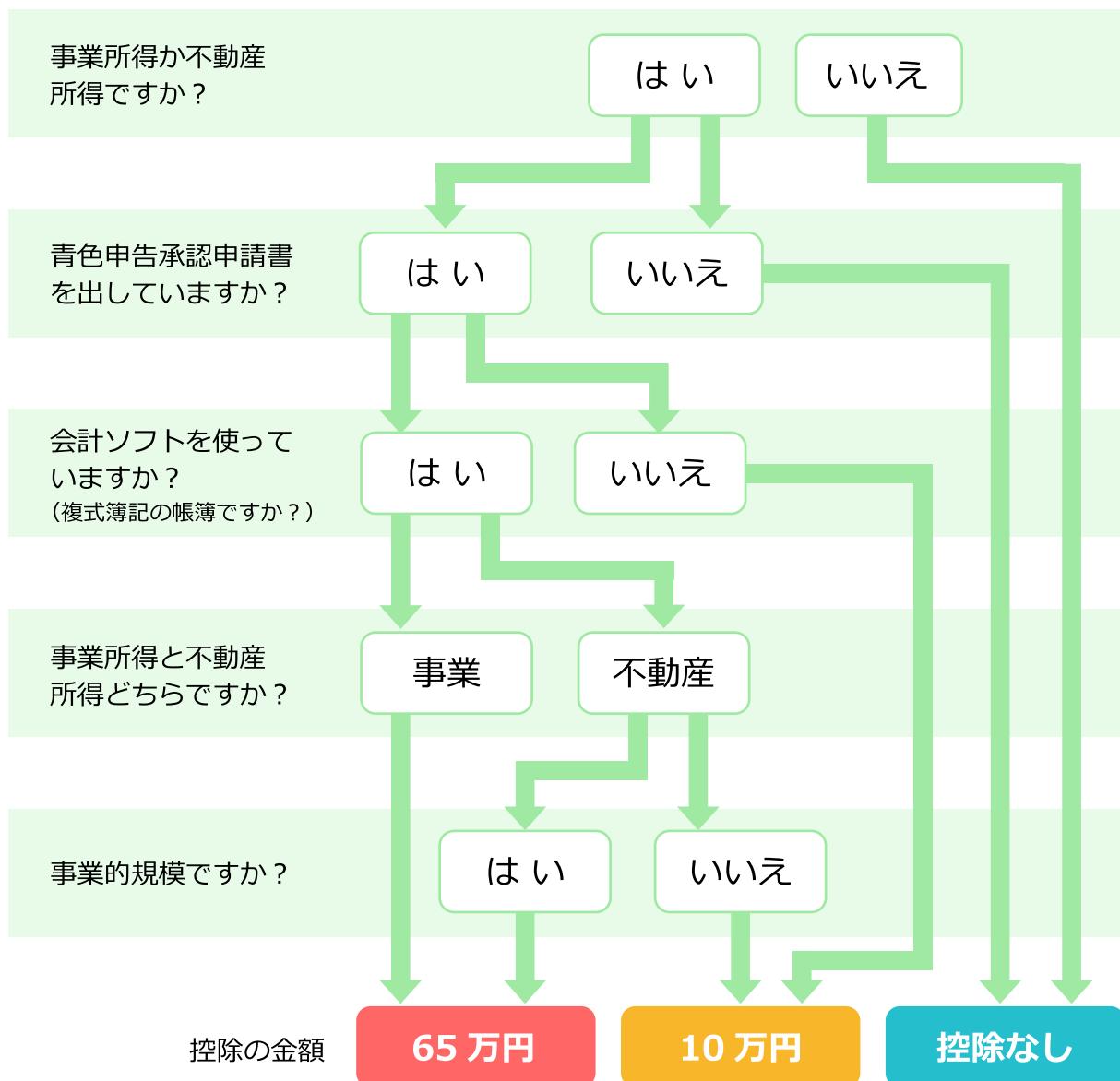
税務署名押印		1 0 9 0
所得税の青色申告承認申請書		
税務署長		住所地 <input type="checkbox"/> ①住所地・②居所地・③事業所等 (該当するものを選択してください) (〒 - - -)
年 ____ 月 ____ 日提出		新規地以外に住所地・事業所等がある場合は記載します。 (〒 - - -)
上記以外の 住 所 地 等		TEL - - -
テ ラ ジ ナ		生年 <input type="checkbox"/> ○大正 <input type="checkbox"/> ○昭和 年 月 日 氏 名 性別 年齢 年 生
保 有		登録番号 国 号
平成____年分以後の所得税の申告は、青色申告書によりたいでの申請します。		
1 事業所又は所得の基団となる資産の名称及びその所在地 (事業所又は資産の真なるごとに記載します。)		
名称_____ 所在地_____		
名称_____ 所在地_____		
2 所得の種類 (該当する事項を選択してください)		
<input type="checkbox"/> 事業所得・ <input type="checkbox"/> 不動産所得・ <input type="checkbox"/> 山林所得		
3 今までに青色申告承認の承認を受けたことは取りやめをしたことある者無		
(1) ○有 (○取消し・○取りやめ) ____年 ____月 ____日 (2) ○無		
4 本年 1 月 16 日以後新たに業務を開始した場合、その開始した年月日 ____年 ____月 ____日		
5 相続による事業承継の者無		
(1) ○有 相続開始年月日 ____年 ____月 ____日 被相続人の氏名 _____ (2) ○無		
6 その他参考事項		
(1) 記入方法 (青色申告のための記入の方法のうち、該当するものを選択してください) <input type="checkbox"/> ①横書き記入、 <input type="checkbox"/> ②斜書き記入、 <input type="checkbox"/> ③その他 ()		
(2) 書け横書き名 (青色申告のための横書きの横書き名を選択してください) <input type="checkbox"/> ①現用横書き、 <input type="checkbox"/> ②新規横書き、 <input type="checkbox"/> ③その他 ()		
<input type="checkbox"/> ①現用横書き、 <input type="checkbox"/> ②新規横書き、 <input type="checkbox"/> ③その他 ()		
<input type="checkbox"/> ①現用横書き、 <input type="checkbox"/> ②新規横書き、 <input type="checkbox"/> ③その他 ()		
<input type="checkbox"/> ①現用横書き、 <input type="checkbox"/> ②新規横書き、 <input type="checkbox"/> ③その他 ()		
<input type="checkbox"/> ①現用横書き、 <input type="checkbox"/> ②新規横書き、 <input type="checkbox"/> ③その他 ()		
7 申告書提出印		
税務署長印 (TEL - - -)		
審査印 審査年月日 年 月 日		

5

確定申告の前にやっておくと得すること

「年間 65 万円」と「年間 10 万円」の違いは、帳簿のつけ方によって決まります。

正規の簿記の原則（＝複式簿記）で帳簿をついている人は「年間 65 万円」の控除が認められます。一方、簡易的な帳簿をついている人は「年間 10 万円」の控除が認められます。（控除額がいくらになるかは、下記のフローチャートをご確認下さい）



5

確定申告の前にやっておくと得すること

クラウド会計ソフトfreeeを使えば、複式簿記で帳簿をつけられるので、「年間65万円」の控除が認められます。

つまり、副業による事業所得（= 売上－必要経費）が 65 万円あったとしても、青色申告特別控除が 65 万円あるので、差引ゼロ。

従って、**税金はかかりません。**

青色申告になると上記以外にも特典がたくさんありますので、是非「青色申告承認申請書」を提出しましょう。



6

シェアリングエコノミーのサービス別留意点

皆さまがご利用されているシェアリングエコノミーのサービス別の留意点について簡単にまとめてみました。

確定申告をする際に注意すべきポイントとして、気をつけていただければと思います。



6

①「乗り物」のシェアをしている方

Anycaなどのライドシェアサービスで収入を得ている方

所得の区分

ライドシェアサービスを事業として営む場合は「事業所得」、お小遣い稼ぎの場合は「雑所得」として申告します。

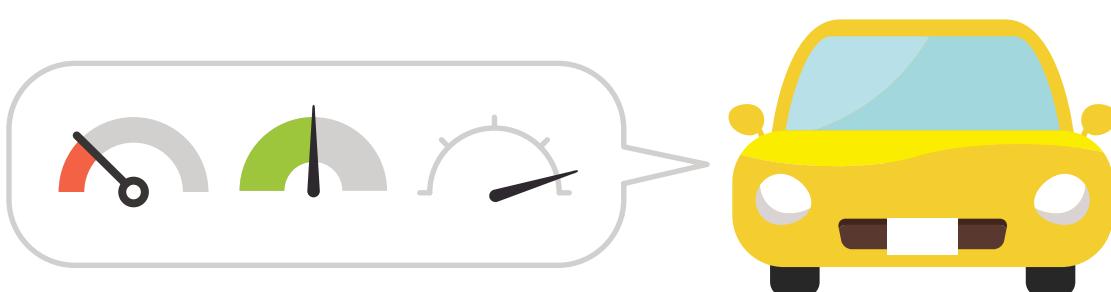
経費のポイント

必要経費は、自分の車をライドシェアサービスに用いる場合、事業所得でも雑所得でも、事業用としてどれくらい使っているか、プライベートとしてどれくらい使っているか比率を決めて割り振る（按分）必要があります。

自動車本体の減価償却費^(※1)、ガソリン代、保険料、車検費用、洗車費用、修理代、自動車税などなどライドシェアサービスを行うにあたって様々な費用が発生します。

これらの費用のうち、どれだけが事業に関係しているかを説明できなければなりません。

そのためには走行距離等の記録をきちんと残さなければなりません。



※1) 減価償却：購入価格が 10 万円以上で何年間も使用できるものは、一度に経費に入れずに何年間かに分けて経費として計算しましょうという仕組み。

6

②「スペース」のシェアをしている方（民泊 1/2）

Airbnb、STAY JAPANなどの個人宅の宿泊サイトで民泊をしている方

所得の区分

民泊による収益は、事業として営む場合は「不動産所得」、お小遣い稼ぎの場合は「雑所得」として申告します。

具体的には、空き室など自宅の一部を民泊として貸す場合には「雑所得」となりますが、自身が所有する自宅以外のアパート・マンションを民泊として貸す場合、賃貸アパートやマンションを借りて民泊として貸す場合には、「不動産所得」となります。

なお、「不動産所得」の場合、「青色申告特別控除」は事業所得と異なりますので、その点は P.15 を参照してください。



6

②「スペース」のシェアをしている方（民泊 2/2）

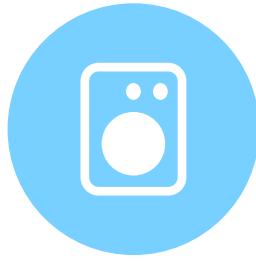
経費のポイント

民泊を行う際の必要経費は売上獲得に貢献したものに限って計上します。

そのため、持ち家の1部屋を貸し出す場合は、家の固定資産税や減価償却費^(※1)、損害保険料などの貸し出している部分に対応するものだけが経費として認められます。

一年間通して、民泊を行っていれば、その家の内どれだけの面積を民泊として使っているかで経費にできる比率を決める考え方（面積按分）もあります。

また、水道光熱費や WiFi などの通信費、ベッドやテレビなどの備品、清掃費なども発生しますが、いずれも事業用と私用をきっちり分ける必要があります。



※1) 減価償却：購入価格が 10 万円以上で何年間も使用できるものは、一度に経費に入れずに何年間かに分けて経費として計算しましょうという仕組み。

6

②「スペース」のシェアをしている方（間借り、駐車場 1/2）

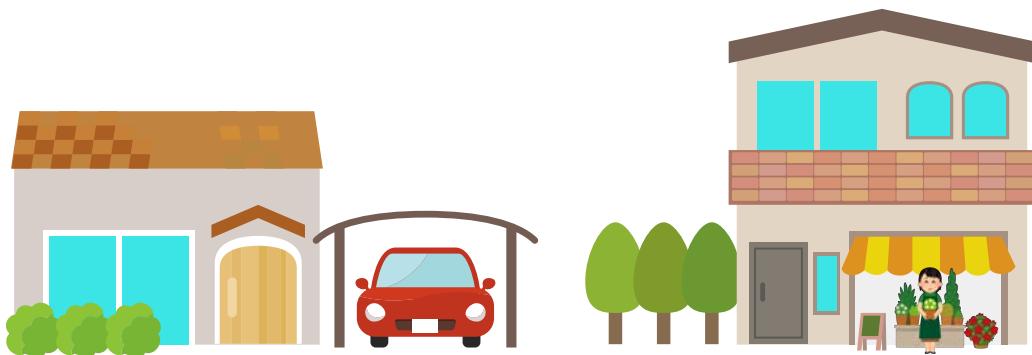
スペースマーケットなどの間借りサイトでスペースを提供している方やAkippa、軒先パーキングなどのオンライン駐車場予約サービスで駐車場を提供している方

所得の区分

スペース提供又は駐車場提供による収益を賃貸借契約による「賃貸料」として受け取った場合は原則として「不動産所得」、お小遣い稼ぎの場合は「雑所得」として申告します。

ただし、スペース提供又は駐車場提供を他の収益を事業の一環として行う場合や、時間貸し駐車場や有料自転車置き場など、自己の責任において他人の物を保管する場合、食事を供する下宿やホテルなど、「人的役務^(※1)」の提供が伴う及び、事業規模で行う場合は、「事業所得」として申告します。

スペースを提供することへの対価なのか、単なるスペース提供ではなく保管などのサービスへの対価なのかという点で判断が分かれてきます。



※1) 食事を供する下宿やホテルなど、人的役務の提供が伴う場合の所得は事業所得（又は雑所得）、そうでない場合は不動産所得になります。

6

②「スペース」のシェアをしている方（間借り、駐車場 2/2）

経費のポイント

スペースを提供する場合、収入を獲得するのに必要な経費をきちんと説明する必要があります。

提供したスペースの面積及び貸出時間に応じた減価償却費^(※1)、水道光熱費などを客観的に説明できるかどうかです。

プライベートとの境界があいまいな場合は、税務上、収益から差し引くことができる費用（損金）とみなされないため、収入金額がまるまる所得とみなされる可能性があります。

駐車場を提供する場合は、追加の費用負担がほとんどないと思われることから、収入金額がまるまる所得となるケースが多くなるかもしれません。



※ 1) 減価償却：購入価格が 10 万円以上で何年間も使用できるものは、一度に経費に入れずに何年間かに分けて経費として計算しましょうという仕組み。

6

③「モノ」のシェアをしている方

洋服やアクセサリー、バッグなど自己が所有しているものなどをレンタルするなど、モノをシェアしている方

モノをシェアするサービスとして SUSTINA（サスティナ）、airCloset（エアークローゼット）、DRESS SHARE（ドレスシェア）のようなサービスがあります。このようなサービスは皆さまがお客様として利用するものが主となっており、皆さまが収入を得るようなサービスはまだあまりないかもしれません、ここでは、皆さまが個別にモノを他の方にレンタルするなどして発生した収入について記載します。

所得の区分

洋服やアクセサリー、バッグなど自己が所有しているものをシェアやレンタルして得た収入は、事業として営む場合は「事業所得」、お小遣い稼ぎの場合は「雑所得」として申告します。

経費のポイント

必要経費は、自分の所有しているモノをシェアやレンタルするサービスに用いる場合、事業所得でも雑所得でも、事業用としてどれくらい使っているか、プライベートとしてどれくらい使っているか比率を決めて割り振る（按分）必要があります。

自身の所有しているモノの購入代金、クリーニング代、修理代などの費用が発生します。

これらの費用のうち、どれだけが事業に関係しているかを説明できなければなりません。そのためには貸出の記録をきちんと残しておくようにしましょう。



6

(参考)「モノ」の売買をしている方 (1/2)

メルカリ、フリル、チケットキャンプ、ショッピーズ、ヤフオク、スマオクなどで売買している方

シェアエコではありませんが、最近はインターネットサービスを利用した物品の売買が盛んに行われておりますので、モノを売買した場合についてのポイントを記載します。

所得の区分

フリマやネットオークションを通じた売買で収入を得て、給与所得・退職所得以外の所得合計が 20 万円を超えると「雑所得」又は「事業所得」として、確定申告する必要があります。

「生活用動産の譲渡による所得は 20 万円を超えても課税されない」というような話を聞いたことがあるかもしれません、これは少ない頻度で行われる売買（譲渡）に限った話であり、継続的に行ってたり、販売するために（商売のために）購入したりしている場合には、原則通りもうけが 20 万円を超えているかどうかで判断するようしてください。



6

(参考)「モノ」の売買をしている方 (2/2)

※「生活用動産」とは、家具、じゅう器、通勤用の自動車、衣服などの生活に通常必要な動産のことです。

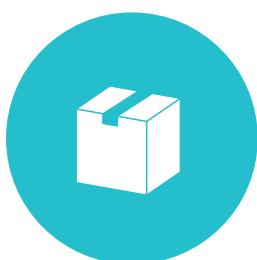
貴金属や宝石、書画、骨とうなどで、1個または1組の価額が30万円を超えるものの譲渡による所得は「譲渡所得」として課税されます。

ただし、自分の使っていた家財や衣服などをフリマやネットオークションを利用して少ない回数で売って利益が出たとしても、確定申告の対象にはなりません。

経費のポイント

必要経費は、商品の仕入金額、発送料、在庫の保管費用、通信費、運営業者への支払手数料などです。

なお、「事業所得」として申告する場合は、「個人事業開廃業等届出書」及び「青色申告承認申請書」を税務署に提出することをお勧めします。



6

④「スキル」のシェアをしている方（1/2）

クラウドワークスなどのクラウドソーシングサービスや、UberEATSなどのオンラインマッチングサービスを利用して収入を得ている方

所得の区分

クラウドソーシングサービスなどで収入を得ている方は、「事業所得」か「雑所得」のいずれかで確定申告する必要があります。

売上から税金が引かれている場合

スキルのシェアをする方については、売上から税金（源泉徴収税）が差し引かれているケースがあるので注意が必要です。

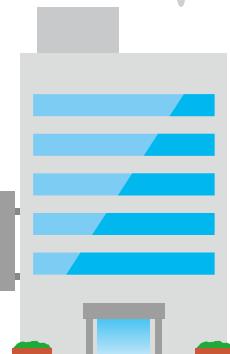
これは、相手先が法人の場合、皆さんに支払われる報酬からあらかじめ皆さん個人の税金を法人が引き去らなければいけないというルールがあり、これにより差し引かれているものになります。

この場合、売上は税金（源泉徴収税額）を差し引く前の金額で計算をするとともに、差し引かれた税金は、税金の前払としてしっかりと管理をしておく必要があります。

また、税金を差引かれているときは、確定申告をすることによって税金が戻ってくる場合があります。

そのため、相手先が税金を差し引いている場合は、請求書を保管したりして、その内容をきちんと記録しておくようにしましょう。

源泉徴収



6

④「スキル」のシェアをしている方（2/2）

経費のポイント

クラウドソーシングサービスの業務内容にもよりますが、パソコンなどの機器、インターネットや携帯電話などの通信費などが必要経費となります。

これらの費用は事業専用のものであれば全額経費になりますが、プライベートでも利用しているような場合は、事業用分とプライベートでの利用分の比率を計算して、事業用分のみを必要経費とすることになります。

このため、一年間のうち、何割ぐらい事業のために使用しているかを説明できるようにしておきましょう。

具体的に何割か？ということに明確な決まりはありませんが、事業専用のものと客観的に説明できない限りは全額、必要経費とすることは難しいと考えてください。



6

⑤「お金」のシェアをしている方

融資型クラウドファンディング及びソーシャルレンディングサービスで利益を得ている方

所得の区分

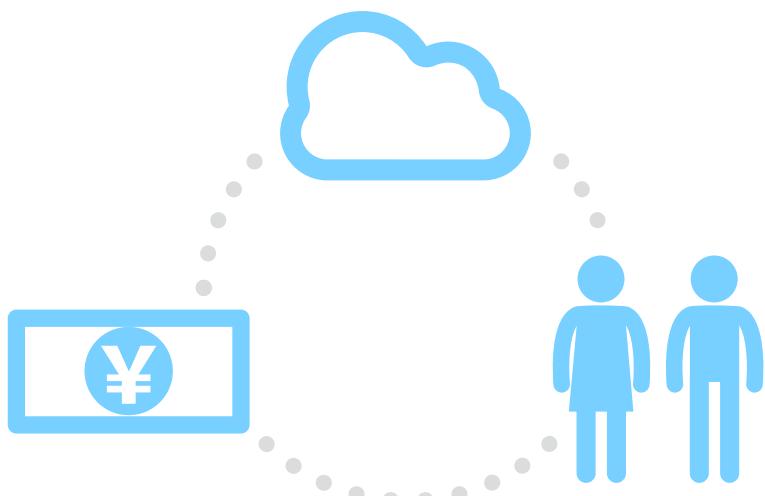
融資型クラウドファンディング及びソーシャルレンディングサービスからの分配金（匿名組合分配益）は「雑所得」に該当します。

そのため、給与所得と退職所得以外の所得の合計が 20 万円を超える場合は、「雑所得」として確定申告する必要があります。

税金が戻ってくる可能性

分配金は税金（源泉徴収税）が引かれて払われているので、税金を払いすぎている場合があります。

このため、給与所得と退職所得以外の所得の合計が 20 万円以下の場合であっても、確定申告することで還付を受けられる場合があるので注意しましょう。



7

まとめ

分類	所得の種類	注意点
乗り物	事業 or 雑	事業用と私用の区分を明確にしましょう。
スペース (民泊)	不動産 or 雑 (事業)	事業用と私用の区分を明確にしましょう。 経費の項目が多くなりやすいです。
スペース (民泊以外)	不動産 or 雑 (事業)	事業用と私用の区分を明確にしましょう。 所得の区分が難しいので気をつけましょう。
モノ	事業 or 雑	商売として売買した場合は申告しましょう。
ヒト	事業 or 雑	事業用と私用の区分を明確にしましょう。
お金	雑	20万円以下の場合でも還付を受けられる場合があります。

事業所得 = 事業

不動産所得 = 不動産

雑所得 = 雑

いずれの場合も、給与所得と退職所得以外の所得の合計が一年間で 20 万円を超えた場合、確定申告をする必要があります。

皆様お一人ごとにご状況も違いますので、迷われた時は税理士や会計士にご相談されることをお勧めいたします。



8

おすすめサービス一覧



確定申告を圧倒的に簡単・ラクに

freee で確定申告を始める

ステップに沿って質問に答えるだけで
確定申告書が完成！

The image shows two smartphones side-by-side, both displaying the freee app's tax declaration interface. The left phone shows a summary of the 2016 tax year, including income, deductions, and tax paid. The right phone shows the step-by-step process for the 2017 tax declaration, with various questions and input fields. Both screens show detailed medical expense reports and other tax-related documents.



会計フリー

入力作業が楽！ミスも軽減

スマホで領収書を撮影＆登録

煩雑な領収書の管理も、freee を使えば簡単に！専用のスマホアプリで領収書を撮影して登録可能。金額や使用用途は freee が自動で推測します。スキャンを使って取り込むこともできます。



スキマ時間に作業ができる

freee はクラウド会計ソフトなので、インターネット環境と PC、スマホがあればいつでもどこでも作業可能です。ちょっととした空き時間にカフェや自宅、移動中のタクシーで作業をしている方も。



出入金情報を自動で取得

銀行口座（※）やクレジットカード、レジと連携し、出入金情報を自動で取り込みます。もう通帳や明細をみながら転載する必要はありません。

（※）インターネットバンキングのご利用が必要になります。



freee で確定申告を始める



8

おすすめサービス一覧



個人事業の開業手続きが無料、簡単、最速！

freee で開業届を作る

青色申告承認申請書も自動で作成。
税額シミュレーションのサービスも。

確定申告の種類を選びましょう ?

月収 50 万円 → 年収 600 万円の場合 再計算

	青色申告65万円控除	青色申告10万円控除	白色申告
所得税	219,500 円	316,500 円	336,500 円
住民税	327,000 円	382,000 円	392,000 円
国民健康保険料	326,340 円	374,190 円	382,890 円
見込み納税額	872,840 円	1,072,690 円	1,111,390 円

白色申告より
238,550 円お得

青色申告10万円より
38,700 円お得

青色申告10万円より
199,850 円お得

● 青色申告 65万円控除 オススメ
青色申告10万円控除の特典に加えて65万円分の控除がつくので最もお得です。会計ソフトを使えば必要な書類は自動で作成できます。

● 青色申告 10万円控除

開業 freee で作成できる書類

- ・開業・廃業等届出書（開業届け）
- ・青色申告承認申請書
(青色申告を行う場合)
- ・青色事業専従者給与に関する
届出書（家族に給与を支払うか、家族
への給与を経費にする場合）
- ・給与支払事務所等の開設届出
(給与を支払う場合)
- ・源泉所得税に納期の特例の承認
に関する申請書（給与を支払う場合）





開業フリー

開業に必要な書類を無料で一括作成

STEP1 簡単な質問に答える

簡単な質問に答えるだけで、必要書類を自動で作成することができます。

また、初めて開業する方がつまづきがちな、確定申告の種類も簡単に選べます。納税予定額をシュミレーションし、あなたにぴったりの申告方法をご提示します。

Q. どのような事業ですか？

カフェの経営



STEP2 書類を確認する

STEP1 で記入した内容をもとに、必要書類を自動作成。ご住所から提出先の税務署も地図付きでご案内します。

書類をプリントアウトしたら、マイナンバーを記入して、判子をおすだけ！



STEP3 書類を提出する

書類の準備が整ったら、あとは提出するだけ。税務署に直接行く場合も、郵送する場合も、必要な情報はすべてご用意します。さあ、あなたの事業をすぐにスタートしましょう！



freee で開業届を作る



9. 最後に

いかがでしたでしょうか？

難しい言葉も出てきてしましましたが、シェアリングエコノミーに携わる皆さんに必要な納税や節税の知識をまとめてみました。

とにかく大切なのは、脱税＝法律違反になってしまわないこと！

税務調査は何年も前の内容を遡って確認されます。将来の為に今正しい節税をすることが大切なのです。

せっかく頑張ってきた事業の収入からペナルティーを支払うのは、金銭的にも社会的にも残念なことですよね。

皆さん、正しく節税をして胸を張ってお金を稼いでいきましょう！！

クラウド会計ソフト freee はシェアリングエコノミーでビジネスをされる皆さんを応援しております。

最後までお読みいただき、ありがとうございました。



スモールビジネスに携わるすべての人が、
創造的な活動にフォーカスできるよう



※当ガイドは信頼できると考えられる情報に基づいて作成しておりますが、情報の正確性、
完全性を保証するものではありません。ご了承ください。